



26建企第581号
平成27年3月17日

(一社)長 崎 県 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(一社)長 崎 県 ほ 装 協 会
(一社)長 崎 県 管 工 事 協 会
(社)長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社)長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
(一社)長 崎 県 の り 面 協 会
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 電 気 設 備 協 同 組 合
長 崎 県 建 設 工 業 協 同 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 協 同 組 合 連 合 会

様

長崎県土木部建設企画課長



総合評価落札方式（若手技術者育成型）の見直しについて

総合評価落札方式（若手技術者育成型）の見直しに伴い、その名称及び事務処理について下記の通り改正を行いますのでお知らせします。

記

1. 改正内容

総合評価落札方式（担い手育成型）に名称変更し、若手技術者・現場指導員に関する記載の削除等

2. 改正する要領等

総合評価落札方式（若手技術者育成型）共通事項書

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領

総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領運用指針

3. 適用時期

平成27年4月1日以降に入札公告する工事から適用

なお、内容については、準備ができ次第土木部HPにも掲載します。

※土木部 HP <http://www.pref.nagasaki.jp/departament/dobokubu/index.html>

長崎県土木部建設企画課 総合評価班

上熊須、真木、池森

電話番号 : 095-894-3029

FAX 番号 : 095-894-3461

総合評価落札方式（担い手育成型）入札公告共通事項書

- 1 本書で定める事項は、長崎県建設工事総合評価落札方式（担い手育成型）試行要領（平成 25 年 25 建企第 199 号以下「試行要領（担い手育成型）」という。）に規定する総合評価落札方式（担い手者育成型）のうち、一般競争入札により実施するものについて適用する。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を適切に提出した者であること。
 - イ 試行要領（担い手育成型）5（1）に規定する技術資料（以下「技術資料」という。）を適切に提出した者であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者はその限りではない。
 - エ 発注工種について、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。
 - オ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
 - カ 申請書の提出期限の日以前 6 か月から落札決定の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
 - キ 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。
 - ク 入札公告の日から落札決定の日までの間において入札に参加する者の間に、長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成 18 年 3 月 24 日 17 監第 544 号）に規定された系列会社の基準に該当している者がいないこと。
 - ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、長崎県が平成 20 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が 65 点未満の通知を受けた者が以下の期間（65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 12 年長崎県告示第 599 号の 6）第 3 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。
 - a 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から 30 日間の全部又は一部。
 - b 工事成績 60 点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から 60 日間の全部又は一部。

要)

オ 同種工事の施工実績表（実施要綱 様式第3号）及びその添付書類

※ 同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、添付書類に代えて工事実績情報サービスデータの写しを添付すること。

カ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）及びその添付書類

キ 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類

a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し

b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類

※1 工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス (CORINS)」に登録されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事実績情報システムデータの写しを添付すること。

※2 カ及びキについて、配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に記入すること。

ク 適用規格の認証を取得していることを示す次に掲げるすべての書類

a 認証取得の登録証の写し

b 当該工事を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれていることを示す書類

c 認証している事業活動が、当該工事の内容に一致していることを示す書類

※ b、cについては、aによってその内容が確認できる場合は不要とする。

ケ 「長崎県発注の港湾、漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取扱要領」に定める長崎県港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有確認証の写し。

コ 上記アからケのほか、公告において定める書類

(2) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 技術資料総括表（試行要領（担い手育成型） 様式1号）

イ 施工計画（試行要領（担い手育成型） 様式2号）

ウ 配置予定技術者の能力（試行要領（担い手育成型） 様式3号）

※ 配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に記入すること。

エ 企業の施工能力（試行要領（担い手育成型） 様式4-1号）

オ 企業の施工能力（試行要領（担い手育成型） 様式4-2号）

カ 企業の施工能力（2）（試行要領（担い手育成型） 様式5号）

キ 地域貢献度（試行要領（担い手育成型） 様式6号）

ク 上記アからキのほか、公告において定める書類

(3) 書類の作成及び提出について

① 紙入札対象工事の場合

ア 申請書等

提出部数は2部（原本1部、写し1部）とし、うち1部（写し）は受付後返却する。

イ 技術資料

紙による提出部数は2部（原本1部、写し1部）、電子媒体（CD）による提出部数は1部とし、紙のうち1部（写し）は受付後返却する。

ウ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

エ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。

また、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない長崎県職員を立ち会わせて開札を行う。

- ③ 次に掲げる場合に限り、19（5）により県の承認を得たうえで、紙入札への移行を認める。

ア 適正に利用者登録を完了している者のＩＣカード情報のうち「企業名称」又は「利用者氏名」の変更に伴う再発行の申請（準備）中であって当該入札の手続きに間に合わないとき。なお、他のＩＣカード情報（「企業所在地」又は「利用者の自宅住所」）に変更が生じた場合は、再発行までの間は変更前のＩＣカードによる電子入札への参加は可能とする。

イ 契約担任者が紙入札への移行を指示したとき

- ④ 紙入札へ移行する者は、入札期間中に入札書を封入した入札書用封筒及び11に定める工事費内訳書を工事番号、工事名及び開札日並びに入札者の企業名称及び代表者等名を表記した封筒に封入して県の入札等担当部局へ持参し、開札には必ず立ち会わなければならない。

(3) 紙入札対象工事、電子入札対象工事共通事項

- ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者、免税事業者であるかに関わらず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ② 入札執行回数は1回とし、入札不調の場合においても随意契約による契約は行わない。

9 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあっては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること。なお、共同企業体の場合は、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員の商号又は名称並びに住所、代表者職氏名及び代表者の印を記載及び押印すること。）を明示した工事費内訳書を、提出すること。（押印は、電子入札システムにより提出する場合は、不要とする。）
- ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び1式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で1式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成20年7月9日付け20建企第233号）」で認められているものを除く。）。
- ③ 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。
- ④ 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- ⑤ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。
- ⑥ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。
- ⑦ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。
- ⑧ 電子入札対象工事の場合は、電子入札システムによる入札書に電子ファイルとして添付し提出するものとし、提出後の変更並びに追加提出はできないものとする。
- ただし、8（2）の③により紙入札に移行した場合及び当該システムによる提出が困難な場合（電子入札要綱第11条第1項に該当する場合をいう。）には県の承認を得たうえで、紙入札の場合に準じて書面により提出することができる。

10 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格確認結果通知の際に併せて通知する。

- (2) 請負代金額1千万円以上の工事においては、契約締結時に工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。

ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の2以内の額。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とする。

イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度における回数とする。）

請 負 代 金 額	回 数	請 負 代 金 額	回 数
1000万円未満	行わない	3000万円以上 1億円未満	2 回
1000万円以上 3000万円未満	1 回	1億円以上	3 回

- (3) (2)によりア又はイを当初に選択した後においても、1回に限り選択の変更を申し出ることができる。ただし、既にア又はイの支払いを行った場合は変更することができない。
- (4) (1)から(3)に係わらず、設計図書に定めがある場合においては、その定めるよるものとする。

16 契約の不締結等

落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日から契約締結の日の前日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は、落札者決定の根拠となった事項について同等以上と認められなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、落札者に損害が生じて、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。

17 総合評価に関する事項

(1) 評価内容の担保

以下のア、イに該当する場合において、その内容を工事請負契約書に記載するものとし、工事途中及び完了後において、履行状況について発注者が確認を行う。施工時にその履行が確認されない場合は、工事成績評点から10点減点する。ただし、受注者の責によらない場合はこの限りでない。

ア 評価項目に「労務賃金の支払い」があり、技術資料において「誓約する」を選択した場合。

イ 評価項目に「下請次数の取組み」があり、技術資料において「誓約する」を選択した場合。

(2) その他

ア 施工計画の施工内容等については、受注者が施工計画書に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負代金の変更は行わない。

イ 施工計画に記載したことにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分についての工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

ウ 発注者は、資料内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

18 その他

(1) 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

(2) 落札仮決定者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において11のいずれかに該当し当該者の入札が無効となったときは、次順位者を落札仮決定者とする。

(3) 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。ただし、やむを得ない理由による場合で、かつ、変更前配置予定技術者